



自動体外式除細動器（AED）貸貸借 実施設計書

物 品 番 号 救急使第1号

納 入 場 所 兵庫県西脇市野村町1796番地の502（西脇消防署）ほか

購 入 物 品 自動体外式除細動器（AED）貸貸借

北はりま消防組合





## 自動体外式除細動器（AED）賃貸借仕様書

### 1 業務名

自動体外式除細動器（AED）賃貸借

### 2 納入場所

- (1) 兵庫県西脇市野村町1796番地の502（西脇消防署）
- (2) 兵庫県西脇市寺内515番地の1（西脇消防署西脇北出張所）
- (3) 兵庫県多可郡多可町中区茂利243番1（西脇消防署多可出張所）
- (4) 兵庫県多可郡多可町加美区豊部240番地（西脇消防署多可北出張所）
- (5) 兵庫県多可郡多可町八千代区中野間650番地（西脇消防署多可南出張所）
- (6) 兵庫県北条町東高室993番地の1（加西消防署）
- (7) 兵庫県加西市上宮木町387番地の13（加西消防署加西南出張所）
- (8) 兵庫県加西市満久町220番地（加西消防署加西北出張所）
- (9) 兵庫県加東市上中778番地52（加東消防署）
- (10) 兵庫県加東市天神129番地（加東消防署東条出張所）

### 3 履行期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日までとする（北はりま消防組合長期継続契約を締結することができる契約に定める条例に基づく長期継続契約）。

なお、予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。ただし、上記による解約に伴い、賃貸人に損害が生じたときは、賃貸人は賃借人に対してその損害の賠償を請求することができる。

### 4 引渡し

納入場所において検査を行い、検査に合格した後に引渡しを受ける。

### 5 支払

- (1) 契約期間中に発生する月々の請求金額は、一定額とし、本契約中に発生する支払金額は、契約金額を超えてはならない。
- (2) 支払金額は、毎月末日をもって精算する。

### 6 仕様

品名・数量及び付属品については、以下の製品の同等品以上とする。

(1) 品名・数量

	自動体外式除細動器TEC-2601（日本光電工業株式会社製）	13台
ア	西脇消防署	2台
イ	西脇消防署西脇北出張所	1台
ウ	西脇消防署多可出張所	1台
エ	西脇消防署多可北出張所	1台
オ	西脇消防署多可南出張所	1台
カ	加西消防署	2台
キ	加西消防署加西南出張所	1台
ク	加西消防署加西北出張所	1台
ケ	加東消防署	2台
コ	加東消防署東条出張所	1台

(2) 付属品

上記製品1台当たり次に次の付属品を備えること。

ア	SDメモリーカード（2枚）	13式
イ	リチウムイオンバッテリー（2個）	13式
ウ	バッテリーチャージャー	13個
エ	クレードル用電源コード	13個
オ	AEDケースカバー	13個
カ	除細動レポート表示ソフトウェア	13枚
キ	電極リード線（3電極）	13本

7 その他

- (1) 上記製品及び付属品は、新品であること。
- (2) 上記(2)付属品イのリチウムイオンバッテリーについて、履行期間までに納品できない場合は、受注者の責任において納品可能となるまで使い捨てバッテリーを代替品として納品すること。
- (3) 受注者は、高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可を受けていること。
- (4) 賃貸借期間満了時の既存機器の引取費用は、契約金額に含めること。
- (5) 契約後、この仕様書に疑義が生じた場合及びその他明記されていない事項は、北はりま消防組合担当課と協議のこと。